

緊急事態宣言発令に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

政府からの緊急事態宣言発令に伴う、定期乗車券・回数乗車券の取扱いにつきまして、東京メトロでは下記の対応をいたします。

記

1 対象となるお客様

- (1) 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等に限る。）が休校となったため、通学定期乗車券の払戻しを希望されるお客様
- (2) 2020年4月7日（火）に発令された緊急事態宣言に伴い、定期乗車券（大学生等の通学定期乗車券を含む。）の払戻しを希望されるお客様
- (3) 2020年4月7日（火）に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券（普通・時差及び土休日割引）の払戻しを希望されるお客様

2 払戻しについて

定期乗車券払戻し時に必要な証明書等は東京メトロホームページをご参照ください。

(1) 払戻しの計算方法

●前項（1）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年2月28日（金）またはそれ以降の最終登校日翌日を起算日として払戻しいたします。

※2020年2月28日が有効期間に含まれている場合に限りです。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限りです。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

※最終登校日以降に定期乗車券（定期区間外のチャージでの利用含む）のご利用があった場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

●前項（2）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年4月8日（水）を起算日として払戻しいたします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限りです。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

※2020年4月8日（水）以降に定期乗車券（定期区間外のチャージでの利用含む）のご利用があった場合、起算日は最終利用日の翌日となります。

●前項（3）に該当するお客様

※2020年4月7日が有効期間に含まれている回数乗車券に限りです。（使用した回数乗車券の運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

(2) 払戻し可能期間

2020年4月8日（水）から緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例) 2020年5月6日（水）に緊急事態措置が終了した場合

2020年4月8日（水）から2021年5月6日（木）までとなります。

※払戻し可能期間は緊急事態措置終了日の翌日から1年間ございます。また、払戻し可能期間内であれば払戻額に変わりありません。混雑防止にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 払戻し取扱い箇所

ア 定期乗車券

東京メトロ定期券うりば（ただし、中野駅・西船橋駅定期券うりばを除きます。）

イ 回数乗車券

東京メトロ各駅

(4) ご注意いただきたいこと

ア 通学定期券の払戻しの場合は、学校が休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。

イ 学校等から特別の証明書を提出いただく必要はございません。

ウ 学校再開から同じ区間の通学定期乗車券の購入を検討している場合は、新しい定期乗車券購入時に本払いもどしの取扱いをいたします。東京メトロ定期券うりばへお申し出ください。

3 進級に伴う通学定期乗車券の購入について

(1) 対象のお客様

ア 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期間延長の事務手続きが完了していないお客様

イ 臨時休校決定の理由により、旧通学定期乗車券を払いもどししてしまっているお客様
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

(2) 発売方法

旧年度の通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度から有効な通学定期乗車券を発売いたします。

(3) ご購入取扱い箇所

東京メトロ全駅の多機能券売機及び定期券うりば^(※)

※ 日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅を除く各駅。

(4) ご注意いただきたいこと

ア 新入学生及び、中高一貫校や付属校などの場合であっても、通学区分が変更(中学生から高校生への進級等)となる場合は、この進級に伴う通学定期券乗車券の購入のお取扱いの対象とはなりません。

イ 既に旧通学定期乗車券を払いもどししてしまっている場合は、定期券WEB予約サービスをご活用いただく等、混雑を避けてご購入くださいますようお願いいたします。

以 上